

提案条例説明資料

令和元年 6 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	承認第1号
2	題名	専決処分の承認について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が平成31年3月29日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日付けで浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) 非課税措置対象者（単身児童扶養者）の追加 児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>(2) ふるさと納税制度に関する見直し ふるさと納税については、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、「特例控除」の対象外とするよう制度の見直しが図られた。 この法改正に伴い、ふるさと納税（特例控除）の対象となる寄附金を「特例控除対象寄附金」と改め、所要の整備を行う。</p> <p>(3) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置 所得税の住宅ローン控除の改正により、控除期間が3年延長（現行10年⇒13年）された。 この法改正に伴い、延長される控除期間（11年目～13年目）においても、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。</p> <p>2 軽自動車税関係</p>

		<p>(1) グリーン化特例の延長及び見直し</p> <p>現行の特例措置を2年間（令和3年度（平成33年度まで））延長した上で、令和4年度（平成34年度）から、グリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する見直しを行う。</p> <p>(2) 環境性能割の臨時的軽減</p> <p>消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年（平成31年）10月1日から令和2年（平成32年）9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%軽減する規定を新設する。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成31年4月1日（一部を除く。）</p> <p>2 経過措置 市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第35号
2	題名	浜田市公告式条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立国府公民館有福分館が旧有福小学校に移転されたことに伴い、設置場所の表記について所要の改正を行うものです。
4	概要	掲示場の設置場所の表記を次のように改める。 旧有福小学校前 ⇒ 国府公民館有福分館前
5	施行期日等	公布の日
6	備考	設置場所の表記の変更のみで、設置場所の変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第36号
2	題名	元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	「元号を改める政令」の施行に伴い、元号の表示の改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>「令和」を用いて表示されるべき年又は年度に「平成」が用いられている箇所を、「令和」の表示に改正する。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市議会の会期等に関する条例</p> <p>(2) 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3) 浜田市自治区設置条例</p> <p>(4) 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例</p> <p>(5) 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(6) 浜田市農業振興基金条例</p> <p>(7) 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p>(8) 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(9) 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>(10) 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>(11) 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p>(12) 浜田市水道給水条例</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 37 号
2	題名	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>【総務文教委員会所管分】</p>
3	目的・理由	<p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられることに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>次に掲げる条例に規定されている使用料、利用料金、分担金及び手数料について、消費税率等の引上げに対応した額に改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜田市ケーブルテレビ施設条例 (2) 浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例 (3) 浜田市防災行政無線施設条例 (4) 浜田市行政財産使用料条例 (5) 浜田市手数料条例 (6) 浜田市有料駐車場条例 (7) 浜田市立公民館条例 (8) 浜田市立図書館条例 (9) 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例 (10) 浜田市東公園運動施設条例 (11) 浜田市健康増進センター条例

		<p>(12) サンマリン浜田条例</p> <p>(13) サン・ビレッジ浜田条例</p> <p>(14) ラ・ペアーレ浜田条例</p> <p>(15) 浜田市金城総合運動公園条例</p> <p>(16) 浜田市旭公園運動施設条例</p> <p>(17) 浜田市フットサルやさか競技場条例</p> <p>(18) 浜田市弥栄運動広場施設条例</p> <p>(19) 浜田市三隅B & G海洋センター条例</p> <p>(20) 浜田市三隅中央会館条例</p> <p>(21) 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例</p> <p>(22) 浜田市岡見スポーツセンター条例</p> <p>(23) 浜田市世界こども美術館創作活動館条例</p> <p>(24) 浜田市立石正美術館条例</p> <p>(25) 浜田市石央文化ホール条例</p> <p>(26) 浜田市島村抱月公園条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和元年10月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 使用料及び利用料金に関して 施行日以後の使用及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用及び利用については、従前の例による（既に発行されている回数券、年間パスポート等による利用についても、従前の例による。）。</p> <p>(2) 分担金に関して 施行日以後に加入申込みを承認した者及び設置を決定した者について適用し、施行日前に加入申込みを承認した者及び設置を決定した者については、従前の例による。</p> <p>(3) 手数料に関して 施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請については、従前の例による。</p>
6	備考	<p>使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の引上げに伴う改正をしない条例（総務文教委員会所管分）</p> <p>(1) 非課税のため</p>

		<p>ア 浜田市教職員住宅条例</p> <p>(2) 端数処理のため</p> <p>ア 浜田市生活路線バス条例</p> <p>イ 浜田市今福スポーツ広場施設条例</p> <p>ウ 浜田市金城資料館条例</p> <p>エ 浜田市旭歴史民俗資料館条例</p>
--	--	---

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 38 号
2	題名	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>【産業建設委員会所管分】</p>
3	目的・理由	<p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられることに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>次に掲げる条例に規定されている手数料、使用料、利用料金及び温泉供給料金等について、消費税率等の引上げに対応した額に改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜田市手数料条例 (2) 浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例 (3) 浜田市都川交流促進施設条例 (4) 浜田市山村開発センター条例 (5) 浜田市多目的研修集会施設条例 (6) 浜田市石州和紙会館条例 (7) 浜田市リフレッシュビレッジ施設条例 (8) 浜田市交流研修センター条例 (9) 浜田市健康管理増進施設条例 (10) 浜田市ふるさと生活創作館条例 (11) 浜田市ふるさと体験村施設条例

		<p>(12) 浜田市天狗石農村公園条例</p> <p>(13) 浜田市八戸川農村公園条例</p> <p>(14) 浜田市運動広場施設条例</p> <p>(15) 浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例</p> <p>(16) 浜田市地域資源循環活用施設条例</p> <p>(17) 浜田市地域材利用促進交流館条例</p> <p>(18) 浜田市公設水産物仲買売場条例</p> <p>(19) 浜田市漁業集落集会施設条例</p> <p>(20) 浜田市漁港管理条例</p> <p>(21) 浜田市波佐地場産業技術研修センター条例</p> <p>(22) 浜田市縁の里地域振興施設条例</p> <p>(23) 浜田市木田暮らしの学校条例</p> <p>(24) 浜田市雇用促進住宅条例</p> <p>(25) 浜田市国民宿舎千豊苑条例</p> <p>(26) 浜田市美又温泉国民保養センター条例</p> <p>(27) 浜田市美又温泉会館条例</p> <p>(28) 浜田市旭温泉あさひ荘条例</p> <p>(29) 浜田市温泉事業条例</p> <p>(30) 浜田市都市公園条例</p> <p>(31) 浜田市海のみえる文化公園条例</p> <p>(32) 浜田駅関連施設条例</p> <p>(33) 浜田市道路占用料徴収条例</p> <p>(34) 浜田市営住宅条例</p> <p>(35) 浜田市特定公共賃貸住宅条例</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和元年10月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 手数料に関して 施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請については、従前の例による。</p> <p>(2) 使用料及び利用料金に関して 施行日以後の使用及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用及び利用に係る料金については、従前の例による（既に発行されている回数券等に</p>

		<p>よる利用についても、従前の例による。)</p> <p>(3) 温泉供給料金等に関して</p> <p>ア 改正後の規定は、令和元年 10 月以後の温泉供給料金、メーター使用料及び温泉維持費から適用し、同月前のものについては、従前の例による。</p> <p>イ 改正後の規定は、施行日以後に設置した受給装置に係る負担金から適用し、施行日前に設置した受給装置に係る負担金については、従前の例による。</p>
6	備 考	<p>使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の引上げに伴う改正をしない条例（産業建設委員会所管分）</p> <p>(1) 非課税のため</p> <p>ア 浜田市実践研修生滞在施設条例</p> <p>イ 浜田市一般市営住宅条例</p> <p>ウ 浜田市営地域定住住宅条例</p> <p>エ 浜田市集団移転住宅条例</p> <p>オ 浜田市若者住宅条例</p> <p>(2) 端数処理のため</p> <p>ア 浜田市地域交流プラザ条例</p> <p>イ 浜田市旭温泉公園条例</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 39 号
2	題名	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市指定管理者選定委員会の委員構成を拡充し、施設の性格に応じた委員体制で指定管理者の候補者の選定を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	委員構成の拡充（第 4 条関係） （改正前） 識見者 7 人以内 受益者 3 人以内 （改正後） 識見者 6 人以内 受益者及び関係団体代表者 6 人以内
5	施行期日等	公布の日
6	備考	会議は、2 年を任期として委嘱する識見者 6 人以内と、指定管理者の候補者を選定しようとする施設の性格に応じて、諮問の都度委嘱する受益者及び関係団体代表者 6 人以内で開催します。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 40 号
2	題名	浜田市浜田城資料館条例
3	目的・理由	歴史的建造物である御便殿を改修し、浜田城や北前船等に関する資料の収集、保存、展示等を行う浜田市浜田城資料館を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市浜田城資料館</p> <p>(2) 位置 浜田市殿町 83 番地 246</p> <p>2 事業（第 2 条）</p> <p>(1) 資料の収集、保存及び展示</p> <p>(2) 資料の調査、研究及び教育普及活動</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>3 管理（第 3 条）</p> <p>浜田市教育委員会が管理する。</p> <p>4 開館時間（第 4 条）</p> <p>午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>5 休館日（第 5 条）</p> <p>(1) 月曜日（休日に当たるときは、直後の日曜日、土曜日及び休日でない日）</p> <p>(2) 休日の翌日（日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、直後のこれらの日でない日）</p> <p>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>6 学習室の使用料（第 10 条）</p> <p>1 時間につき 200 円</p> <p>※ 学習室以外の施設の入館は、無料。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 浜田市資料館運営協議会条例の一部改正</p>

		当該協議会の所掌事項に、浜田城資料館の運営に関する事項を追加する。
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 41 号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、保育所等との連携の例外が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 保育所等との連携の例外の追加 (第 7 条関係)</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる。</p> <p>(2) 前号の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。</p> <p>2 事業所内保育事業に係る連携施設に関する特例の例外の追加 (第 46 条関係)</p> <p>満 3 歳以上の児童を受入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる。</p> <p>3 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間の延長 (附則第 3 項関係)</p> <p>(改正前) 平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間 (改正後) 平成 27 年 4 月 1 日から 10 年間</p> <p>4 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を</p>

		<p>行うことができると市が認める場合について、連携施設の確保を猶予する経過措置期間の延長（附則第4項関係）</p> <p>（改正前）平成27年4月1日から5年間</p> <p>（改正後）平成27年4月1日から10年間</p> <p>5 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第42号
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、放課後児童支援員認定資格研修について、これまでの都道府県知事に加えて指定都市の長も実施できることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童支援員資格研修の実施者の拡大(第11条関係) (改正前) 都道府県知事 (改正後) 都道府県知事又は指定都市の長
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 43 号
2	題名	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>【福祉環境委員会所管分】</p>
3	目的・理由	<p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の一部が施行され、令和元年 10 月 1 日から地方消費税を含む消費税の税率が 10%に引き上げられることに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>次に掲げる条例に規定されている使用料、利用料金、手数料、加入金及び水道料金について、消費税率等の引上げに対応した額に改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浜田市金城老人福祉センター条例 (2) 浜田市弥栄老人福祉センター条例 (3) 浜田市三隅老人福祉センター条例 (4) 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例 (5) 浜田市老人憩いの家条例 (6) 浜田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例 (7) 浜田市休日応急診療所条例 (8) 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例 (9) 浜田市不燃ごみ処理施設条例 (10) 浜田市し尿処理施設条例 (11) 浜田市公共下水道使用料条例

		<p>(12) 浜田市集落排水処理施設使用料条例</p> <p>(13) 浜田市個別浄化槽条例</p> <p>(14) 浜田市工業用水道料金徴収条例</p> <p>(15) 浜田市水道給水条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和元年 10 月 1 日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 使用料及び利用料金並びに工業用水道料金に関して</p> <p>施行日以後の使用及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用及び利用については、従前の例による。</p> <p>(2) 手数料に関して</p> <p>ア 施行日以後の申請、納付及び搬入に係る手数料について適用し、施行日前の申請、納付及び搬入については、従前の例による。</p> <p>イ 施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、「ペット・プラごみ袋（中）」、「缶ごみ袋（中）」及び「びんごみ袋（中）」は、「163 円」を「161 円」（現行料金と同じ額）とする。</p> <p>(3) 公共下水道、集落排水処理施設及び個別浄化槽の使用料並びに水道料金に関して</p> <p>ア 施行日前から継続している使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、従前の例による。</p> <p>イ 施行日前から継続している使用で、令和元年 10 月 31 日後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、一定の部分に限り、従前の例による。</p> <p>ウ 改正後の規定は、ア及びイ後の使用等に係る料金について適用する。</p> <p>(4) 加入金に関して</p> <p>施行日以後に申込みをした給水装置の新設及び改</p>

		造（増径）工事に係る加入金について適用し、施行日前に申込みをした給水装置の新設及び改造（増径）工事については、従前の例による。
6	備 考	<p>使用料等の額が規定されている条例のうち、消費税率等の引上げに伴う改正をしない条例（福祉環境委員会所管分）</p> <p>(1) 非課税のため</p> <p>ア 浜田市手数料条例</p> <p>イ 浜田市病後児保育室条例</p> <p>ウ 浜田市やすらぎの家条例</p> <p>エ 浜田市霊園条例</p> <p>オ 浜田市火葬場条例</p>

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第44号
2	題名	浜田市地域資源循環活用施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地籍調査により所在地番が変更になったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	所在地番の改正（第1条関係） （改正前） 浜田市弥栄町大坪 615 番の 1 （改正後） 浜田市弥栄町大坪 612 番地 4
5	施行期日等	公布の日
6	備考	所在地番の変更のみで、設置場所の変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 45 号
2	題名	山陰浜田港公設市場条例
3	目的・理由	生鮮水産物等の流通の円滑化を図るとともに、その消費拡大及び情報発信を推進するため、仲買機能と商業施設を併設した施設「山陰浜田港公設市場」を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 山陰浜田港公設市場</p> <p>(2) 位置 浜田市原井町 3050 番地 46</p> <p>2 施設（第 2 条）</p> <p>(1) 仲買売場施設</p> <p>(2) 水産物等販売施設</p> <p>(3) 飲食物提供施設</p> <p>(4) 多目的利用施設</p> <p>3 事業（第 3 条）</p> <p>(1) 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るための場の提供</p> <p>(2) 生鮮水産物等を販売するための場の提供</p> <p>(3) 生鮮水産物等の消費拡大及び情報発信</p> <p>(4) その他公設市場の設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>4 管理（第 4 条・第 5 条）</p> <p>(1) 管理するもの 指定管理者</p> <p>(2) 業務 公設市場の事業、施設等の利用許可、維持管理等に関する業務</p> <p>5 開館時間（第 6 条）</p> <p>(1) 仲買売場施設 午前 6 時から午後 6 時まで</p> <p>(2) 水産物等販売施設及び多目的利用施設 午前 9 時から午後 6 時まで</p>

		<p>(3) 飲食物提供施設 午前 6 時から午後 9 時まで</p> <p>6 休館日 (第 7 条) 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日 (定めたときは、市長がこれを告示する。)</p> <p>7 利用料金 (第 12 条及び別表) (1) 条例別表の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。 (2) 利用料金制 (指定管理者の収入とする。)</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても、指定管理者の指定、施設等の利用許可等を行うことができる。</p> <p>3 浜田市公設水産物仲買売場条例 (旧条例) の廃止及び経過措置 (1) 旧条例は、廃止する。 (2) 施行日から規則で定める日までの間、事務室の使用料の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 浜田市特別会計条例の一部改正及び経過措置 (1) 公設水産物仲買売場特別会計は、廃止する。 (2) 施行日の属する年度分の収入及び支出並びに決算に関しては、従前のおりとする。</p> <p>5 浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例の廃止及び準備行為 (1) 公設水産物仲買売場財政調整基金は、廃止する。 (2) 廃止に当たり、施行日前に処分することができる。</p>
6	備考	<p>施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第46号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	河内災害特別住宅、本田住宅及び坂田住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>市営住宅の設置について定める別表第1から次の住宅を削る。</p> <p>(1) 河内災害特別住宅（昭和63年度建設、1戸） ア 所在地 浜田市河内町1865番地3 イ 構造種別 木造平家建</p> <p>(2) 本田住宅（昭和58年度建設、1戸） ア 所在地 浜田市三隅町岡見532番地1 イ 構造種別 木造2階建</p> <p>(3) 坂田住宅（昭和58年度建設、1戸） ア 所在地 浜田市三隅町河内1031番地 イ 構造種別 木造2階建（作業室付）</p>
5	施行期日等	令和元年8月1日
6	備考	用途廃止する住宅は、昭和58年及び昭和63年の災害時に入居者の土地に建設したもので、用途廃止後は、入居者への譲渡を予定しています。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 47 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	工業標準化法の一部改正及び「住宅用防災警報器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 引用している用語の改正（第 16 条関係） 日本工業規格 ⇒ 日本産業規格 2 住宅用防災警報器等の設置の免除（第 29 条の 5 関係） 住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとする。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第48号
2	題名	金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例
3	目的・理由	貸与した奨学金の償還が全て完了したことに伴い、奨学金貸付事業の実施について定める条例を廃止するものです。
4	概要	金城町農林業振興奨学金貸付条例は、廃止する。
5	施行期日等	公布の日